

聖籠町職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月30日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町規則第23号

聖籠町職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の旅費に関する規則（昭和53年聖籠町規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2（2）の項中「1,000円」を「2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。